

■練馬区まちづくり条例の窓口【開発調整関係】

○土地取引・開発調整に係る窓口

	対 象	担当部署
土地取引	<p>■ 土地取引の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2,000平方メートル以上の土地取引（開発事業を目的とするもの） 	都市整備部 都市計画課 土地利用計画担当係 (本庁舎16階 5984-1544)
開発調整	<p>下の(1)～(5)の開発調整については、右担当部署による開発区域の確認を踏まえた後の手続きとなります。(事前相談)</p>	都市整備部 開発調整課 宅地開発係 (本庁舎15階 5984-1648)
	<p>(1) 大規模建築物・特定用途建築物 [集客施設以外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ15メートル以上の建築物 ・葬祭場の建築、増築、用途変更 ・ワンルーム形式の集合住宅（ワンルーム住戸数が20戸以上の集合住宅）の建築 	都市整備部 開発調整課 管理係 (本庁舎15階 5984-1081)
	<p>(2) 大規模建築物・特定用途建築物 [集客施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積500平方メートル以上の集客施設の建築、増築、用途変更 	産業経済部 経済課 中小企業振興係 (本庁舎9階 5984-1483)
	<p>(3) 宅地開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域面積500平方メートル以上の宅地開発事業 	都市整備部 開発調整課 宅地開発係 (本庁舎15階 5984-1648)
	<p>(4) 墓地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地、納骨堂、火葬場の設置、拡張 	健康部 生活衛生課 環境衛生監視担当係 (東庁舎6階 5984-2485)
	<p>(5) 自動車駐車場等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積300平方メートル以上の自動車駐車場（建築物に付属する駐車場を除く。） ・開発区域面積300平方メートル以上の自動車駐車場、材料置場、ウエスト・スクラップ処理場の設置 ・上記規模の既存自動車駐車場の形式変更、路面舗装工事 ・ペット火葬施設等の設置 	環境部 環境課 環境規制係 (本庁舎18階 5984-4712)
	<p>■ 開発事業の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域面積300平方メートル以上および上記(1)～(5)の開発調整すべて 	都市整備部 都市計画課 都市計画担当係 (本庁舎16階 5984-1534)

○基準等に係る窓口

	対 象	担当部署
■	雨水流出抑制施設の設置	土木部 計画課 総合治水係 (本庁舎13階 5984-2074)
■	緑化	都市整備部 開発調整課 緑化審査係 (本庁舎15階 5984-2406)
■	景観	都市整備部 開発調整課 管理係 (景観担当) (本庁舎15階 5984-1526)
■	廃棄物保管場所等および再利用対象物保管場所の設置	環境部 練馬清掃事務所 (豊玉上2-22-15 3992-7141)
		環境部 石神井清掃事務所 (上石神井3-34-25 3928-1353)
■	公園等の設置	土木部 道路公園課 公園係 (本庁舎14階 5984-1365)
■	街路灯の設置	土木部 道路公園課 街路灯係 (本庁舎14階 5984-2379)